

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業により、  
国の「雇用調整助成金等」の支給決定を受けた事業主の方

# 愛媛県新型コロナウイルス感染症対策

## R2. 4. 30 時点 緊急地域雇用維持助成金の御案内

愛媛県では、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業により、愛媛労働局長から「雇用調整助成金(※)」の支給決定を受けた事業主の方に、「愛媛県新型コロナウイルス感染症対策緊急地域雇用維持助成金」を上乗せ助成して、雇用の安定及び事業活動の継続を支援します。

- ① まずは、[愛媛労働局の相談窓口\(089-987-6370\)](tel:089-987-6370)へお問い合わせください。
- ② [愛媛労働局から「雇用調整助成金※」の支給決定を受けた後で、県産業人材室\(089-912-2505\)](tel:089-912-2505)へお問い合わせください。※「緊急雇用安定助成金」(雇用保険被保険者以外の方を対象とした助成金)を含む

### ～助成内容～

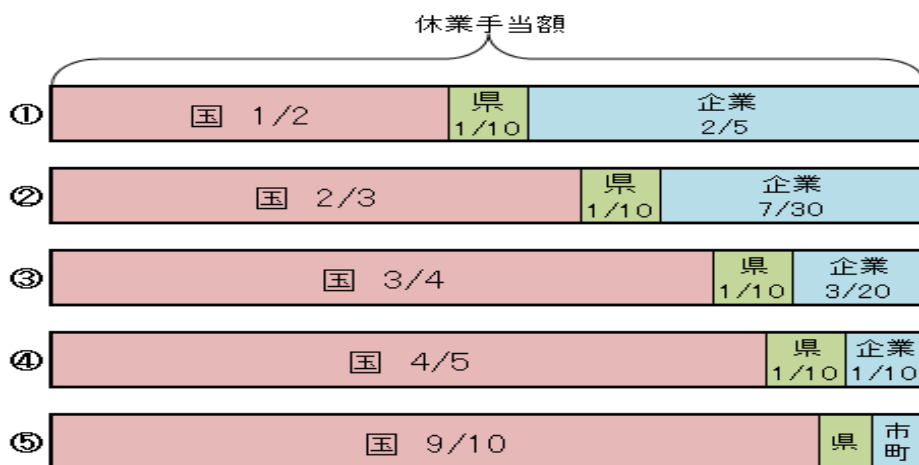
**支給対象**… 愛媛県内に所在する事業所で、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業により、労働者に支払った休業手当(教育訓練・出向によるものは対象外)について、愛媛労働局長から「雇用調整助成金等」の支給決定を受けた県内全域の事業主。

**助成金の額**… 国の「雇用調整助成金等」の支給率に応じて次の金額を助成  
(上限：1事業所当たり年100万円)

	国の支給率	県助成金の支給率
①	1/2	国支給決定額の1/5
②	2/3	国支給決定額の3/20
③	3/4	国支給決定額の2/15
④	4/5	国支給決定額の1/8
⑤	9/10	国支給決定額の1/18



### イメージ



※現在、国において制度改正の検討が行われており、その詳細は5月上旬以降、発表される予定です。それに伴い、今後、県の制度も変更になる可能性があります。

※①～④についても県内市町で上乗せ助成がある場合があります。

←県 1/20 市町 1/20

### ○申請手続

「支給申請書」と添付資料を下記へ郵送にてご提出ください。

〒790-8570 愛媛県 経済労働部 産業人材室(封筒への住所記載不要)

○申請書類の入手方法 県ホームページからダウンロード(「愛媛県、コロナ、維持助成金」で検索)

【お問い合わせ】〒790-8570 松山市一番町 4-4-2 愛媛県 経済労働部産業雇用局 労政雇用課産業人材室

電話番号：089-912-2505 FAX：089-912-2508 メール：[sangyoujinzai@pref.ehime.lg.jp](mailto:sangyoujinzai@pref.ehime.lg.jp)